

議案第10号

大口町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部
改正について

大口町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のように定めるものとする。

平成22年3月3日提出

大口町長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、教育長の給与に関して給料月額を改正するため必要があるからである。

大口町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部
を改正する条例

大口町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和36年大口
村条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「68万9,000円」を「67万5,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

大口町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(給与)</p> <p>第2条 教育長の給与は、月額<u>67万5,000</u>円とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 教育長の給与は、月額<u>68万9,000</u>円とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>